

令和6年12月17日

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤(香)委員	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正に伴い手数料が増額されたことで施主の負担が増えることとなるが、手数料の積算根拠及び他県の状況はどうか。
建築行政主幹	建築確認完了検査手数料については、省エネ法改正に伴い審査等の所要時間が増加することから増額するものである。 建築確認関係の手数料については審査時間を積み上げた上で積算しているが、国から審査時間を示されていないため、国の参考資料及び実際の審査時間等を考慮した上で積算している。 省エネ法関係の手数料についても審査時間を積み上げた上で積算しており、国から審査時間が示されていることから、それを参考に積算している。 全ての都道府県で手数料の改正を予定しており、東北6県では12月定例会で本県を含む4県、2月定例会で2県が改正し、令和7年4月1日の省エネ法改正に間に合うように進めている。 東北6県と比較した手数料の額としても上限値・下限値の間の額であることから、突出して高いものではないと考えている。
伊藤(香)委員	着工戸数は年々減少しており、物価高騰等の影響もある中で、手数料改正に伴い、令和7年4月以降の建築費用の増額が見込まれることから、改正によってどのような影響が生じるか予め想定した上で取り組んでほしい。 また、事業者からは建築確認申請に要する期間の延長や人手不足を懸念する声が出ており、事業者・施主の両方に対して県独自で支援メニューの拡充などを検討する必要があると考えるが、改正による今後の影響及び支援の検討状況はどうか。
建築行政主幹	例えば木造2階建ての住宅の場合、建築確認申請から審査終了までの期間は、法改正前は7日以内としていたものが、改正後は35日以内に延長されるが、早めに手続きを進めていただく必要がある。 また、省エネ基準への適合が義務化されることにより、断熱材に要する費用が掛かり増しすることが想定されるが、現在の住宅は断熱化が進んでいるため、義務化される基準は基本的にクリアできるものと考えている。 県が進めているやまがた省エネ健康住宅の基準は、義務化される基準を上回っており、本取組みも浸透していることから、従来どおりの支援を継続すれば問題はないものと考えている。
伊藤(香)委員	良質住宅ストック形成推進事業における省エネ関係の補助メニューの詳細及び補助実績はどうか。
住宅対策主幹	当事業における新築支援としては、やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた住宅に定額70万円、募集戸数200戸で実施したところ、5月末で募集締め切りとなった。

発 言 者	発 言 要 旨
	また、リフォーム支援としては、一般世帯は上限24万円、移住・新婚・子育て世帯は上限30万円を県と市町村の折半で補助しており、断熱改修すること等を補助要件としている。 環境エネルギー部所管の事業として、やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金で40戸程度募集しており、やまがた省エネ健康住宅の基準以上で太陽光発電設備及び蓄電池設備のパッケージで補助している。
伊藤(香)委員	やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金の実績はどうか。
住宅対策主幹	当補助金の窓口は建築住宅課であるが、12月2日現在で23戸程度の申請がある。
伊藤(香)委員	国では様々な補助事業を用意しているほか、本年11月には国土交通省・経済産業省・環境省が連携して子育てグリーン住宅支援事業を創設するなどの制度整備が進んでおり、県としても新築やリフォームへの意欲が削がれないように工夫してほしいと考えるが、令和7年度当初予算の概算要求における拡充内容はどうか。
住宅対策主幹	現在、国と県の制度を比較しながら使いやすい支援制度となるよう検討を進めているほか、やまがた省エネ健康住宅・再エネ設備パッケージ補助金は環境部局と調整を進めている。 また、良質住宅ストック形成推進事業も令和6年度事業が早々に募集締め切りとなったことから、支援額や募集時期について関係業界へのヒアリングを実施した上で制度設計を進めている。
伊藤(香)委員	低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の県内市町村の導入状況は全国平均57%に対して43%程度と聞いている。 ダンピング対策として導入されている制度であり、制度に関して様々な意見がある中で、県として各市町村の導入に向けた対応状況及び今後の導入に向けた考え方はどうか。
建設企画課長	建設関係の発注は建設工事又は業務委託に分けられ、委員の指摘は測量コンサルタントなどの業務委託の低入札価格及び最低制限価格の導入状況についてとして回答する。 建設工事に係る導入状況は県内34市町村であるのに対し、業務委託は16市町村となっている。 公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）に基づき、低入札価格又は最低制限価格の導入は義務付けされているが、品確法は令和2年度までの建設工事のみを対象とし、遅れて業務委託が対象に追加されたことから導入状況に差が出ているものと考えている。 建設業界からは、市町村における働き方改革の取組みが遅れているとの意見があることから、県としては国と共同歩調をとって、市町村に働きかけており、県と市町村で構成する発注者協議会や契約業務連絡協議会に国土交通省から参加いただき、市町村が遵守すべき事項等の徹底を呼び掛けている。

発 言 者	発 言 要 旨
伊藤(香)委員	現行の品確法において、県には市町村を指導する権限がないことから、引き続き市町村の自発的な取組みを働きかけていく。 県内現地調査で山形県建設業協会最上支部と意見交換をした際に、災害応急復旧工事の大型化や余裕ある工期の設定のほか、予定価格が事前公表されるとそれを踏まえた見込額で入札する事業者が出てくることで積算が意味をなさなくなり非常に厳しいことから、設計の精度を上げてほしいとの意見があった。 また、総合評価落札方式に土木一式の受注実績や災害協定の締結が評価基準に含まれていることに違和感があるため、加点の在り方に課題があるのではないかと意見があったが、現在の運用ガイドラインの考え方はどうか。
建設技術・DX推進主幹	原則、予定価格は事後公表としているが、平成27年3月に県土整備部が定めた公表に関する暫定実施要領に基づき、①標準の積算基準によらない工法を用いる工事、②緊急性の高い工事（災害復旧工事等）、③工期の制約がある工事（3,000万円未満の工事等）、④事業執行の遅延をあらかじめ回避する必要がある工事の4項目は、事前公表により実施できる工事としている。 特に、災害復旧工事は不調・不落を防止するため、予定価格を事前公表しているが、関係業界からは原則に基づき事後公表にするべきではないかとの意見もあることから、今後、事後公表とする工事の範囲拡大について検討していく。 また、総合評価落札方式の評価項目は、主に品質面に対して加点項目を設定しており、災害対応等に対する準備等の状況の評価するため、建設業協会との災害協定の締結を評価項目としている。 なお、様々な工種に関する項目が含まれていることに対して意見があることから、近年では土木一式やとび土工、舗装工など、それぞれの工種に限定した運用に変えてきている。 災害協定の評価項目は全ての工種に含まれており、評価項目については建設業協会からも様々な意見等があることから、意見等を踏まえながら、逐次見直しをしていく。
伊藤(香)委員	札幌市では総合評価落札方式施行要綱を定め、評価方法や項目配点表などの詳細を公開した上で運用しており、項目の内容から札幌市が目指すまちづくりの方向性を確認できることから、本県においても関係業界に寄り添ったより良い制度となるよう取り組んでほしい。
高橋(弓)委員	山形・庄内両空港における令和5年度収支の公表時期はどうか。
空港港湾課長	現在、両空港における令和5年度収支の集計を進めており、例年、1～3月に前年度の収支を公表することとしている。
高橋(弓)委員	地方空港のほとんどは赤字経営であり、山形空港の場合、約10年前は2億8,000万円程度の赤字だったものが令和4年度には3億6,000万円にまで赤字幅が広がっており、庄内空港も同様の傾向にあるが、赤字幅が広がっている現状をどのように

発 言 者	発 言 要 旨
	把握しているか。
空港港湾課長	収入の大半を占める着陸料が新型コロナによる減便の影響で減少している一方で、支出の大半を占める職員人件費や維持管理業務等に係る委託費用は人件費等の高騰の影響により増加していることから赤字幅が広がっている状況である。
高橋(弓)委員	近年では地方空港の民間委託なども主流になり始めていることから、そのような対応も視野に入れながら、赤字圧縮に向けて検討してほしい。
高橋(弓)委員	飛行機の欠航情報はメール等で通知があり、特に名古屋便において機材繰りによる欠航が多いように思えたが、直近の欠航数の状況はどうか。
空港港湾課長	令和5年の山形空港の状況としては、5,840便の運航予定に対して欠航した便は65便、1.1%の欠航率であり、そのうち機材繰りによるものが18便である。 令和6年1～11月末では、5,360便の運航予定に対して欠航した便は60便、1.2%の欠航率であり、そのうち機材繰りによるものが27便である。 名古屋便については、1,340便の運航予定に対して欠航した便は7便、0.5%の欠航率であり、そのうち機材繰りによるものは5便であることから、突出して多い状況ではないと考えている。
高橋(弓)委員	機材繰りは、前の飛行機の遅延や欠航によって発生するものという認識でよいのか。
空港港湾課長	委員の認識のとおりであり、機材繰りとは、山形空港に来る前の空港で機材の故障や不具合によって欠航となり山形空港に到着する機材が用意できないことである。
高橋(弓)委員	沿岸部にある庄内空港における天候による欠航の状況はどうか。
空港港湾課長	令和5年の庄内空港の状況としては、3,238便の運航予定に対して欠航した便は38便、1.2%の欠航率であり、そのうち雪等による視程障害によるものが21便、強風によるものが6便の計27便が天候による欠航である。 令和6年1～11月末では、2,930便の運航予定に対して欠航した便は22便、0.8%の欠航率であり、そのうち強風によるものが3便という状況である。
高橋(弓)委員	山形空港で実施された消火救難訓練及びハイジャック訓練を視察した際、駐車場が非常に混雑しており、一方通行の構内道路を逆走している車両も見受けられた。 また、駐車場内に表示されている一方通行の矢印方向も、いつ事故が発生してもおかしくない状況であるため、構内道路及び駐車場の安全確保に向けて改善していくべきと考えるがどうか。
空港港湾課長	山形空港の構内道路は一方通行となっているが、誤って入口から出る車両がいる

発 言 者	発 言 要 旨
	ため、入口から出られない旨を示した通行止めの路面標示に加えて、今年度からは入口専用である旨の看板を追加で設置している。このほか、出口側では本来右折すべきところを誤って左折して逆走する車両がいることから、路面標示に加えて進行方向を矢印で表示した看板によるバリケードを設置するなどの対応をしているところである。 また、駐車場内は一方通行ではないものの、一方通行と誤認するような表示になっているため、改善に向けて取り組んでいく。
高橋(弓)委員	山形空港の図面を確認すると駐車場内の矢印は全て出口方向を向いているため、誤認しないように改善するほか、身体障がい者用の駐車スペースは屋根のない位置にあることから、雨に濡れないようにカーポートを設けるなどの配慮をしてほしい。
高橋(弓)委員	山形浄化センターで取り組んでいる流域下水道におけるSDGs推進に向けた消化ガス発電の詳細はどうか。
下水道課長	山形浄化センターでは、下水汚泥の減量化による産業廃棄物処分量の削減を目的に消化に取り組んでおり、この工程で発生する消化ガスをバイオマスエネルギーとして発電に利用している。 発電状況としては、平成24年度に25kWの発電機8台、25年度に4台導入し、合計12台で300kWの発電を行っている。令和5年度は山形浄化センターの電気使用量の約34%を供給しており、電気料金に換算すると約8,000万円の財政負担の軽減につながっている。
高橋(弓)委員	平田浄水場では、浄水汚泥を天日乾燥で処理しているものの、7月の大雨によって施設の処理量を超える量の汚泥が発生したため、凝固剤でゲル状に固めた上でフレコンバッグに詰めて、後日処理していくこととしているが、この汚泥の有効利用に向けた検討状況はどうか。
水道事業課長	これまで浄水汚泥は中間処理を行った上で工事用の盛土材等に再利用するほか、畑の土をかさ増しするために汚泥を希望する方に有償で提供している。 更なる有効利用に向けて研究会を設置の上、園芸用土や陶芸用土に利用できないか検討したものの、栄養価が少なく園芸用には不向きで、陶芸用にも利用できない土であるなど、現在も有効な利用法は模索していることから、今後も全国の浄水場の状況を注視しながら検討していく。
高橋(弓)委員	令和6年3月に石子沢川流域が特定都市河川に指定されたことによるメリットはどうか。
河川課長	特定都市河川に指定された場合、ハード対策に係る補助制度の活用や事業費の重点化が図られスピード感を持って事業に取り組むことができることから、浸水被害の軽減などの流域治水に係る取組みの実効性を高めることができる。

発 言 者	発 言 要 旨
高橋(弓)委員	7月の大雨の際、最上・庄内を中心に大きな被害があったが、村山市の大旦川でも水位の上昇による人家・農作物への被害が発生しており、スピード感を持って復旧・復興に取り組んでいく必要があるが、特定都市河川はこれから申請をした場合でも指定を受けることができるのか。
河川課長	新規の指定を受けることは可能であると考えている。
高橋(弓)委員	7月の大雨の際は、県内の様々な河川で氾濫が発生したが、県内における特定都市河川への申請に向けた検討状況は把握しているか。
河川課長	指定に当たっては、地域住民の理解及び合意形成が必要であることから個別の状況を示すことはできないが、現在検討を進めている箇所が複数あり、関係市町村との勉強会を実施している。 今後、石子沢川流域を先行事例として、同様の課題を抱える県内河川に取組みを展開できるよう検討していく。